

宮城県上下水一体官民連携推進事業（みやぎ型管理運営方式）要求水準書（令和8年4月1日）新旧対照表

No	ページ番号	該当箇所	新 令和8年4月1日改訂版	旧 令和7年4月1日版	改訂理由																																																																																																																																																																																				
1	28	3.1.1.4)①C)a)	運営権者は、水質試験を委託する場合は、地方公共団体の機関又は <u>環境大臣</u> の登録を受けたものに委託すること。	運営権者は、水質試験を委託する場合は、地方公共団体の機関又は <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けたものに委託すること。	所管省庁の移管																																																																																																																																																																																				
2	46-47	3.2.1.2)①A)a)	a) 仙台工業用水道事業 大倉ダム ア) 0.324m ³ /秒 (28,000 m ³ /日) 許可期間：平成29年2月16日～令和8年5月31日 イ) 0.339mg/L (29,300 mg/L) 許可期間：令和8年6月1日～令和18年3月31日	a) 仙台工業用水道事業 ・大倉ダム：0.324 m ³ /秒 (28,000 m ³ /日) 〔許可期間：平成 29 年 2 月 16 日～令和 8 年 5 月 31 日〕	水利権の更新																																																																																																																																																																																				
3	46-47	3.2.1.2)①A)b)	b) 仙台工業用水道事業 釜房ダム ア) 0.517m ³ /秒 (44,700 m ³ /日) 許可期間：平成29年2月16日～ <u>令和7年6月29日</u> イ) 0.545mg/L (47,200 mg/L) 許可期間：令和7年6月30日～ <u>令和8年5月31日</u> ロ) 0.561mg/L (48,500 mg/L) 許可期間：令和8年6月1日～ <u>令和18年3月31日</u>	b) 仙台工業用水道事業 ・釜房ダム：0.517 m ³ /秒 (44,700 m ³ /日) 〔許可期間：平成 29 年 2 月 16 日～ <u>令和8年5月31日</u> 〕	水利権の更新																																																																																																																																																																																				
4	別紙3-2	水道水質基準項目（水道用供給事業）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">基準項目別No.</th> <th rowspan="3">水質基準項目</th> <th rowspan="3">水質基準値</th> <th colspan="3">泉源自基準値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">大崎広域水道</th> <th>仙南・仙塩広域水道</th> </tr> <tr> <th>麓山系受水点</th> <th>中峰系受水点</th> <th>南部山系受水点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般細菌</td> <td>1mLの検水で形成される集落数が100以下</td> <td>10個/mL以下</td> <td>10個/mL以下</td> <td>10個/mL以下</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>PFOS及びPFOA</td> <td>0.0005mg/L以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>ベンゼン</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>濁度</td> <td>2度以下</td> <td>0.1度以下</td> <td>0.1度以下</td> <td>0.1度以下</td> </tr> </tbody> </table>	基準項目別No.	水質基準項目	水質基準値	泉源自基準値			大崎広域水道		仙南・仙塩広域水道	麓山系受水点	中峰系受水点	南部山系受水点	1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	10個/mL以下	10個/mL以下	10個/mL以下	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				20	PFOS及びPFOA	0.0005mg/L以下				21	ベンゼン	0.01mg/L以下				52	濁度	2度以下	0.1度以下	0.1度以下	0.1度以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">基準項目別No.</th> <th rowspan="3">水質基準項目</th> <th rowspan="3">水質基準値</th> <th colspan="3">泉源自基準値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">大崎広域水道</th> <th>仙南・仙塩広域水道</th> </tr> <tr> <th>麓山系受水点</th> <th>中峰系受水点</th> <th>南部山系受水点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般細菌</td> <td>1mLの検水で形成される集落数が100以下</td> <td>10個/mL以下</td> <td>10個/mL以下</td> <td>10個/mL以下</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(追加)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>ベンゼン</td> <td>0.01mg/L以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>濁度</td> <td>2度以下</td> <td>0.1度以下</td> <td>0.1度以下</td> <td>0.1度以下</td> </tr> </tbody> </table>	基準項目別No.	水質基準項目	水質基準値	泉源自基準値			大崎広域水道		仙南・仙塩広域水道	麓山系受水点	中峰系受水点	南部山系受水点	1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	10個/mL以下	10個/mL以下	10個/mL以下	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				(追加)						20	ベンゼン	0.01mg/L以下				51	濁度	2度以下	0.1度以下	0.1度以下	0.1度以下	法定基準の改正																																																																																																
基準項目別No.	水質基準項目	水質基準値	泉源自基準値																																																																																																																																																																																						
			大崎広域水道				仙南・仙塩広域水道																																																																																																																																																																																		
			麓山系受水点	中峰系受水点	南部山系受水点																																																																																																																																																																																				
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	10個/mL以下	10個/mL以下	10個/mL以下																																																																																																																																																																																				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下																																																																																																																																																																																							
20	PFOS及びPFOA	0.0005mg/L以下																																																																																																																																																																																							
21	ベンゼン	0.01mg/L以下																																																																																																																																																																																							
52	濁度	2度以下	0.1度以下	0.1度以下	0.1度以下																																																																																																																																																																																				
基準項目別No.	水質基準項目	水質基準値	泉源自基準値																																																																																																																																																																																						
			大崎広域水道		仙南・仙塩広域水道																																																																																																																																																																																				
			麓山系受水点	中峰系受水点	南部山系受水点																																																																																																																																																																																				
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	10個/mL以下	10個/mL以下	10個/mL以下																																																																																																																																																																																				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下																																																																																																																																																																																							
(追加)																																																																																																																																																																																									
20	ベンゼン	0.01mg/L以下																																																																																																																																																																																							
51	濁度	2度以下	0.1度以下	0.1度以下	0.1度以下																																																																																																																																																																																				
5	別紙3-3-1	表1 水質基準項目検査	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">検査項目</th> <th rowspan="3">採水地点</th> <th colspan="4">採水地点・検査頻度</th> </tr> <tr> <th colspan="2">大崎</th> <th colspan="2">仙南・仙塩</th> </tr> <tr> <th>古川第1受水点 涌谷受水点 富谷受水点 松島受水点</th> <th>左記以外の受水14地点と第二調整池</th> <th>松島受水点 仙台国見受水点 山元寺受水点</th> <th>左記以外の受水32地点と高区調整池 低区調整池 連絡管調整池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般細菌</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>PFOS及びPFOA</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>ベンゼン</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>濁度</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	採水地点	採水地点・検査頻度				大崎		仙南・仙塩		古川第1受水点 涌谷受水点 富谷受水点 松島受水点	左記以外の受水14地点と第二調整池	松島受水点 仙台国見受水点 山元寺受水点	左記以外の受水32地点と高区調整池 低区調整池 連絡管調整池	1	一般細菌	12	1	12	1	19	トリクロロエチレン	4	1	4	1	20	PFOS及びPFOA	4	1	4	1	21	ベンゼン	4	1	4	1	52	濁度	12	1	12	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">検査項目</th> <th rowspan="3">採水地点</th> <th colspan="4">採水地点・検査頻度</th> </tr> <tr> <th colspan="2">大崎</th> <th colspan="2">仙南・仙塩</th> </tr> <tr> <th>古川第1受水点 涌谷受水点 富谷受水点 松島受水点</th> <th>左記以外の受水14地点と第二調整池</th> <th>松島受水点 仙台国見受水点 山元寺受水点</th> <th>左記以外の受水32地点と高区調整池 低区調整池 連絡管調整池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般細菌</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>PFOS及びPFOA</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>ベンゼン</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>52</td> <td>濁度</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	採水地点	採水地点・検査頻度				大崎		仙南・仙塩		古川第1受水点 涌谷受水点 富谷受水点 松島受水点	左記以外の受水14地点と第二調整池	松島受水点 仙台国見受水点 山元寺受水点	左記以外の受水32地点と高区調整池 低区調整池 連絡管調整池	1	一般細菌	12	1	12	1	19	トリクロロエチレン	4	1	4	1	20	PFOS及びPFOA	4	1	4	1	21	ベンゼン	4	1	4	1	52	濁度	12	1	12	1	法定基準の改正																																																																																												
検査項目	採水地点	採水地点・検査頻度																																																																																																																																																																																							
		大崎				仙南・仙塩																																																																																																																																																																																			
		古川第1受水点 涌谷受水点 富谷受水点 松島受水点	左記以外の受水14地点と第二調整池	松島受水点 仙台国見受水点 山元寺受水点	左記以外の受水32地点と高区調整池 低区調整池 連絡管調整池																																																																																																																																																																																				
1	一般細菌	12	1	12	1																																																																																																																																																																																				
19	トリクロロエチレン	4	1	4	1																																																																																																																																																																																				
20	PFOS及びPFOA	4	1	4	1																																																																																																																																																																																				
21	ベンゼン	4	1	4	1																																																																																																																																																																																				
52	濁度	12	1	12	1																																																																																																																																																																																				
検査項目	採水地点	採水地点・検査頻度																																																																																																																																																																																							
		大崎		仙南・仙塩																																																																																																																																																																																					
		古川第1受水点 涌谷受水点 富谷受水点 松島受水点	左記以外の受水14地点と第二調整池	松島受水点 仙台国見受水点 山元寺受水点	左記以外の受水32地点と高区調整池 低区調整池 連絡管調整池																																																																																																																																																																																				
1	一般細菌	12	1	12	1																																																																																																																																																																																				
19	トリクロロエチレン	4	1	4	1																																																																																																																																																																																				
20	PFOS及びPFOA	4	1	4	1																																																																																																																																																																																				
21	ベンゼン	4	1	4	1																																																																																																																																																																																				
52	濁度	12	1	12	1																																																																																																																																																																																				
6	別紙3-3-3	表4-1 水質管理目標設定項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">検査項目</th> <th rowspan="3">採水地点</th> <th rowspan="3">目標値</th> <th colspan="2">検査頻度（回/年）</th> </tr> <tr> <th>大崎</th> <th>仙南・仙塩</th> </tr> <tr> <th>麓山浄水場出口 中峰浄水場出口</th> <th>南部山浄水場出口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>アルミニウム及びその化合物</td> <td>アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	採水地点	目標値	検査頻度（回/年）		大崎	仙南・仙塩	麓山浄水場出口 中峰浄水場出口	南部山浄水場出口	1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	1	1	30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	1	1	(削除)					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">検査項目</th> <th rowspan="3">採水地点</th> <th rowspan="3">目標値</th> <th colspan="2">検査頻度（回/年）</th> </tr> <tr> <th>大崎</th> <th>仙南・仙塩</th> </tr> <tr> <th>麓山浄水場出口 中峰浄水場出口</th> <th>南部山浄水場出口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>アルミニウム及びその化合物</td> <td>アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノール（PFOA）</td> <td>ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノール（PFOA）の量の和として0.0005mg/L以下（暫定）</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	採水地点	目標値	検査頻度（回/年）		大崎	仙南・仙塩	麓山浄水場出口 中峰浄水場出口	南部山浄水場出口	1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	1	1	30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	1	1	21	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノール（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノール（PFOA）の量の和として0.0005mg/L以下（暫定）	1	1	法定基準の改正																																																																																																																																				
検査項目	採水地点	目標値	検査頻度（回/年）																																																																																																																																																																																						
			大崎				仙南・仙塩																																																																																																																																																																																		
			麓山浄水場出口 中峰浄水場出口	南部山浄水場出口																																																																																																																																																																																					
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	1	1																																																																																																																																																																																					
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	1	1																																																																																																																																																																																					
(削除)																																																																																																																																																																																									
検査項目	採水地点	目標値	検査頻度（回/年）																																																																																																																																																																																						
			大崎	仙南・仙塩																																																																																																																																																																																					
			麓山浄水場出口 中峰浄水場出口	南部山浄水場出口																																																																																																																																																																																					
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	1	1																																																																																																																																																																																					
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	1	1																																																																																																																																																																																					
21	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノール（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタノール（PFOA）の量の和として0.0005mg/L以下（暫定）	1	1																																																																																																																																																																																					
7	別紙3-3-4	表4-2 水質管理目標設定項目（農業）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>目標値 (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1,3-ジクロロベン（D-D）⇒</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>2~27</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>カルタギス</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>29~115</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1~※5 略 ※6 カルタギスの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタギスに換算して算出すること。なお、オノンウム分解由来のネライストキシンが含まれる可能性がある。 ※7~※12</p>	番号	項目	目標値 (mg/L)	1	1,3-ジクロロベン（D-D）⇒	0.05以下	2~27	略	略	28	カルタギス	0.05以下	29~115	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>目標値 (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1,3-ジクロロベン（D-D）⇒</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>2~27</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>カルタギス</td> <td>0.08以下</td> </tr> <tr> <td>29~115</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1~※5 略 ※6 カルタギスの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタギスに換算して算出すること。 ※7~※12</p>	番号	項目	目標値 (mg/L)	1	1,3-ジクロロベン（D-D）⇒	0.05以下	2~27	略	略	28	カルタギス	0.08以下	29~115	略	略	法定基準の改正																																																																																																																																																						
番号	項目	目標値 (mg/L)																																																																																																																																																																																							
1	1,3-ジクロロベン（D-D）⇒	0.05以下																																																																																																																																																																																							
2~27	略	略																																																																																																																																																																																							
28	カルタギス	0.05以下																																																																																																																																																																																							
29~115	略	略																																																																																																																																																																																							
番号	項目	目標値 (mg/L)																																																																																																																																																																																							
1	1,3-ジクロロベン（D-D）⇒	0.05以下																																																																																																																																																																																							
2~27	略	略																																																																																																																																																																																							
28	カルタギス	0.08以下																																																																																																																																																																																							
29~115	略	略																																																																																																																																																																																							
8	別紙3-4	表 有形固定資産の耐用年数（地方公営企業法施行規則抜粋）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>構造または用途</th> <th>細目</th> <th>耐用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建物</td> <td rowspan="4">鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造り</td> <td>事務所用</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>変電所用、発電所用</td> <td>38年</td> </tr> <tr> <td>工場（作業場含む）用、倉庫用</td> <td>38年</td> </tr> <tr> <td>塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</td> <td>24年</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">建築仕業設備</td> <td rowspan="7">電気設備（照明設備含む）</td> <td>蓄電池電源設備</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給排水又は衛生設備及びガス設備</td> <td>冷熱房設備（冷凍機の出力が22kw以下）</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昇降機設備</td> <td>エレベータ</td> <td>17年</td> </tr> <tr> <td>エスカレータ</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">構築物</td> <td rowspan="11">水道用又は工業用水道用のもの</td> <td>取水設備</td> <td>40年</td> </tr> <tr> <td>導水設備</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>浄水設備</td> <td>60年</td> </tr> <tr> <td>配水設備</td> <td>60年</td> </tr> <tr> <td>配水管</td> <td>40年</td> </tr> <tr> <td>配水管出露設備</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>えん堤 鉄筋コンクリート造りのもの</td> <td>80年</td> </tr> <tr> <td>えん堤 土作りのも</td> <td>40年</td> </tr> <tr> <td>貯水池</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>高架水槽 鉄筋コンクリート造りのもの</td> <td>40年</td> </tr> <tr> <td>高架水槽 金網造りのもの</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械及び装置</td> <td rowspan="2">略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">器具及び備品</td> <td rowspan="4">略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">注) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">構築物又は機械及び装置</td> <td>耐用年数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び構みよ</td> <td>58年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管出露設備</td> <td>38年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">水道用又は工業用水道用構築物のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び減圧設備</td> <td>16年</td> </tr> </tbody> </table>	種類	構造または用途	細目	耐用年数	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造り	事務所用	50年	変電所用、発電所用	38年	工場（作業場含む）用、倉庫用	38年	塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	24年	建築仕業設備	電気設備（照明設備含む）	蓄電池電源設備	6年	その他のもの	15年	給排水又は衛生設備及びガス設備	冷熱房設備（冷凍機の出力が22kw以下）	13年	その他のもの	15年	昇降機設備	エレベータ	17年	エスカレータ	15年	構築物	水道用又は工業用水道用のもの	取水設備	40年	導水設備	50年	浄水設備	60年	配水設備	60年	配水管	40年	配水管出露設備	30年	えん堤 鉄筋コンクリート造りのもの	80年	えん堤 土作りのも	40年	貯水池	30年	高架水槽 鉄筋コンクリート造りのもの	40年	高架水槽 金網造りのもの	20年	機械及び装置	略	略	略	略	略	器具及び備品	略	略	略	略	略	略	略	略	略	注) 略				構築物又は機械及び装置			耐用年数	水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び構みよ			58年	水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管出露設備			38年	水道用又は工業用水道用構築物のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び減圧設備			16年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>構造または用途</th> <th>細目</th> <th>耐用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建物</td> <td rowspan="4">鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造り</td> <td>事務所用</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>変電所用、発電所用</td> <td>38年</td> </tr> <tr> <td>工場（作業場含む）用、倉庫用</td> <td>38年</td> </tr> <tr> <td>塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</td> <td>24年</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">建築仕業設備</td> <td rowspan="7">電気設備（照明設備含む）</td> <td>蓄電池電源設備</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給排水又は衛生設備及びガス設備</td> <td>冷熱房設備（冷凍機の出力が22kw以下）</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昇降機設備</td> <td>エレベータ</td> <td>17年</td> </tr> <tr> <td>エスカレータ</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">構築物</td> <td rowspan="11">水道用又は工業用水道用のもの</td> <td>取水設備</td> <td>40年</td> </tr> <tr> <td>導水設備</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>浄水設備</td> <td>60年</td> </tr> <tr> <td>配水設備</td> <td>60年</td> </tr> <tr> <td>配水管</td> <td>40年</td> </tr> <tr> <td>配水管出露設備</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>えん堤 鉄筋コンクリート造りのもの</td> <td>80年</td> </tr> <tr> <td>えん堤 土作りのも</td> <td>40年</td> </tr> <tr> <td>貯水池</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>高架水槽 鉄筋コンクリート造りのもの</td> <td>40年</td> </tr> <tr> <td>高架水槽 金網造りのもの</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械及び装置</td> <td rowspan="2">略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">器具及び備品</td> <td rowspan="4">略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">注) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">構築物又は機械及び装置</td> <td>耐用年数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び構みよ</td> <td>58年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管出露設備</td> <td>38年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">水道用又は工業用水道用構築物のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び減圧設備</td> <td>16年</td> </tr> </tbody> </table>	種類	構造または用途	細目	耐用年数	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造り	事務所用	50年	変電所用、発電所用	38年	工場（作業場含む）用、倉庫用	38年	塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	24年	建築仕業設備	電気設備（照明設備含む）	蓄電池電源設備	6年	その他のもの	15年	給排水又は衛生設備及びガス設備	冷熱房設備（冷凍機の出力が22kw以下）	13年	その他のもの	15年	昇降機設備	エレベータ	17年	エスカレータ	15年	構築物	水道用又は工業用水道用のもの	取水設備	40年	導水設備	50年	浄水設備	60年	配水設備	60年	配水管	40年	配水管出露設備	30年	えん堤 鉄筋コンクリート造りのもの	80年	えん堤 土作りのも	40年	貯水池	30年	高架水槽 鉄筋コンクリート造りのもの	40年	高架水槽 金網造りのもの	20年	機械及び装置	略	略	略	略	略	器具及び備品	略	略	略	略	略	略	略	略	略	注) 略				構築物又は機械及び装置			耐用年数	水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び構みよ			58年	水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管出露設備			38年	水道用又は工業用水道用構築物のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び減圧設備			16年	誤記訂正
種類	構造または用途	細目	耐用年数																																																																																																																																																																																						
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造り	事務所用	50年																																																																																																																																																																																						
		変電所用、発電所用	38年																																																																																																																																																																																						
		工場（作業場含む）用、倉庫用	38年																																																																																																																																																																																						
		塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	24年																																																																																																																																																																																						
建築仕業設備	電気設備（照明設備含む）	蓄電池電源設備	6年																																																																																																																																																																																						
		その他のもの	15年																																																																																																																																																																																						
		給排水又は衛生設備及びガス設備	冷熱房設備（冷凍機の出力が22kw以下）	13年																																																																																																																																																																																					
			その他のもの	15年																																																																																																																																																																																					
		昇降機設備	エレベータ	17年																																																																																																																																																																																					
			エスカレータ	15年																																																																																																																																																																																					
		構築物	水道用又は工業用水道用のもの	取水設備	40年																																																																																																																																																																																				
導水設備	50年																																																																																																																																																																																								
浄水設備	60年																																																																																																																																																																																								
配水設備	60年																																																																																																																																																																																								
配水管	40年																																																																																																																																																																																								
配水管出露設備	30年																																																																																																																																																																																								
えん堤 鉄筋コンクリート造りのもの	80年																																																																																																																																																																																								
えん堤 土作りのも	40年																																																																																																																																																																																								
貯水池	30年																																																																																																																																																																																								
高架水槽 鉄筋コンクリート造りのもの	40年																																																																																																																																																																																								
高架水槽 金網造りのもの	20年																																																																																																																																																																																								
機械及び装置	略	略	略																																																																																																																																																																																						
		略	略																																																																																																																																																																																						
器具及び備品	略	略	略																																																																																																																																																																																						
		略	略																																																																																																																																																																																						
		略	略																																																																																																																																																																																						
		略	略																																																																																																																																																																																						
注) 略																																																																																																																																																																																									
構築物又は機械及び装置			耐用年数																																																																																																																																																																																						
水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び構みよ			58年																																																																																																																																																																																						
水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管出露設備			38年																																																																																																																																																																																						
水道用又は工業用水道用構築物のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び減圧設備			16年																																																																																																																																																																																						
種類	構造または用途	細目	耐用年数																																																																																																																																																																																						
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造り	事務所用	50年																																																																																																																																																																																						
		変電所用、発電所用	38年																																																																																																																																																																																						
		工場（作業場含む）用、倉庫用	38年																																																																																																																																																																																						
		塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	24年																																																																																																																																																																																						
建築仕業設備	電気設備（照明設備含む）	蓄電池電源設備	6年																																																																																																																																																																																						
		その他のもの	15年																																																																																																																																																																																						
		給排水又は衛生設備及びガス設備	冷熱房設備（冷凍機の出力が22kw以下）	13年																																																																																																																																																																																					
			その他のもの	15年																																																																																																																																																																																					
		昇降機設備	エレベータ	17年																																																																																																																																																																																					
			エスカレータ	15年																																																																																																																																																																																					
		構築物	水道用又は工業用水道用のもの	取水設備	40年																																																																																																																																																																																				
導水設備	50年																																																																																																																																																																																								
浄水設備	60年																																																																																																																																																																																								
配水設備	60年																																																																																																																																																																																								
配水管	40年																																																																																																																																																																																								
配水管出露設備	30年																																																																																																																																																																																								
えん堤 鉄筋コンクリート造りのもの	80年																																																																																																																																																																																								
えん堤 土作りのも	40年																																																																																																																																																																																								
貯水池	30年																																																																																																																																																																																								
高架水槽 鉄筋コンクリート造りのもの	40年																																																																																																																																																																																								
高架水槽 金網造りのもの	20年																																																																																																																																																																																								
機械及び装置	略	略	略																																																																																																																																																																																						
		略	略																																																																																																																																																																																						
器具及び備品	略	略	略																																																																																																																																																																																						
		略	略																																																																																																																																																																																						
		略	略																																																																																																																																																																																						
		略	略																																																																																																																																																																																						
注) 略																																																																																																																																																																																									
構築物又は機械及び装置			耐用年数																																																																																																																																																																																						
水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び構みよ			58年																																																																																																																																																																																						
水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管出露設備			38年																																																																																																																																																																																						
水道用又は工業用水道用構築物のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び減圧設備			16年																																																																																																																																																																																						